

## 「週休2日制モデル工事」試行要領（令和4年9月 高岡市上下水道局）

### 1 背景・目的

建設界における、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。

### 2 週休2日制モデル工事の概要

原則、対象工事現場において、週休2日（4週8休）を確保することとする。

このうち、土日完全週休2日を取得した工事については、工事成績評定において、さらなる加点を行うこととする。

#### 『用語の定義』

週休2日：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4週8休：土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

土日完全週休2日：4週8休以上の水準を確保し、対象期間内の土曜日と日曜日に、工事現場を閉所し、現場作業を行わないこと。

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

対象期間：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・年末年始6日間、夏季休暇3日間
- ・工場制作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余技なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

### 3 試行対象工事

#### 【発注者指定型】

下記事項に該当する工事は対象外とし、特記仕様書に「週休2日制の実施を受注の条件とする」と明示した工事。

#### 【受注者希望型】

発注者指定型以外の工事で、受注者が工事着手日前に、工事打合せ簿にて、週休2日制モデル工事を希望され、受発注者協議の上、試行対象とする工事。ただし、下記事項に該当する工事は対象としない。

- ・現場条件（出水期や関連工事等）に支障がある工事。
- ・災害復旧等の緊急を要する工事。
- ・現場作業が概ね4週未満の工事。

### 4 試行工事の実施

#### 4・1 発注者指定型の場合

##### 【4.1.1 発注時】

##### (1) 工期設定

施工数量を日当たり作業量で除し、それらの合計に作業不可能率1.9（舗装は2.1）を乗じ、準備期間及び後片付け期間（下表参考）を加えて、工期を設定する。

また、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。

準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、上下水道
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

##### (2) 工事費の積算

それぞれの経費を、以下のとおり補正する。

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍

現場管理費	1.06 倍
市場単価	別表のとおり

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休2日制モデル工事」であることを明示する。(以下の5特記仕様書への記載例のとおり)

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日制モデル工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 休日取得計画（実績）書の提出

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画を「別紙1」に記載し、提出する。

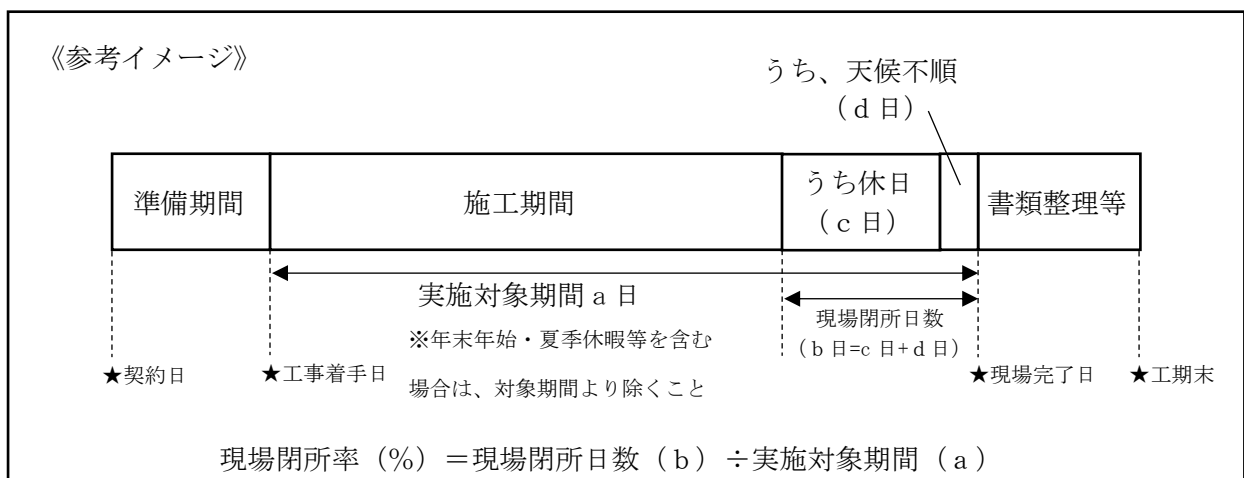
また、各月の履行報告にあわせて、休日取得実績を「別紙1」に記載し、提出する。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、休日取得実績を提出する。

受注者は、休日取得実績を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

(3) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する。



(4) 精算変更

4週8休（現場閉所率 28.5%以上）が達成されなかった場合、監督員は、補正分を減額変更する。

労務費	1.00 倍
機械経費（賃料）	1.00 倍
共通仮設費	1.00 倍
現場管理費	1.00 倍
市場単価	1.00 倍

【4.1.3 工事完成後】

(1) 工事成績評定

○4週8休を達成した場合

第1次評定者は、創意工夫で2点を加算する。

◎土日完全週休2日を達成した場合

達成率が100%の場合、4週8休の評価に加え、第2次評定者は、社会性で5点を加算する。

●4週8休を達成できなかった場合でも減点しない。

(2) アンケート

受注者は、工事完成後14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

4・2 受注者希望型の場合

【4.2.1 契約から工事完成まで】

(1) 工期の変更

受注者は、試行工事の実施を希望する場合、現場代理人届等の提出時、工事打合せ簿により協議を行う。発注者は、試行の実施を承諾した場合、試行対象工事となる。

ただし、工期の変更はしない。（増工等による工期延長は通常どおり）

(2) 工事看板の設置

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(3) 休日取得計画（実績）書の提出

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(4) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(5) 精算変更

4週8休が達成された場合、以下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

・ 4週8休の現場閉所が達成できた場合

労務費	1.05 倍
機械経費（賃料）	1.04 倍
共通仮設費	1.04 倍
現場管理費	1.06 倍
市場単価	別表のとおり

・ 4週8休の現場閉所が達成できなかった場合

労務費	1.00 倍
機械経費（賃料）	1.00 倍
共通仮設費	1.00 倍
現場管理費	1.00 倍
市場単価	1.00 倍

【4.2.2 工事完成后】

(1) 工事成績評定

発注者指定型と同様（4・1を参照）

(2) アンケート

発注者指定型と同様（4・1を参照）

5 特記仕様書への記載例

(1) 発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休2日制の実施を受注の条件とする。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和4年9月 高岡市上下水道局）に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > 暮らし > 上下水道 > 事業者の方へ > 入札・契約（入札・契約関係の各種様式） > 規程、要綱等から入手できる。
- 3 受注者は、工事完成后14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

(2) 受注者希望型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、試行することができる。
- 2 モデル工事の実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」試行要領（令和4年9月 高岡市上下水道局）に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > 暮らし > 上下水道 > 事業者の方へ > 入札・契約（入札・契約関係の各種様式） > 規程、要綱等から入手できる。
- 3 受注者は、工事完成后14日以内にアンケート「別紙2」を提出する。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月15日以降に作成する設計書から適用する。